

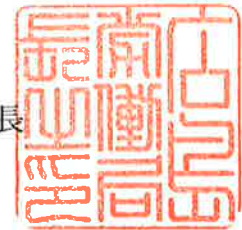


広労発基 0529 第 1 号

平成 30 年 5 月 29 日

建設業労働災害防止協会広島県支部長 殿

広島労働局長



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等  
の一部を改正する省令の施行等について

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、4月6日に公布された労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第156号）及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第59号）により、石綿ばく露防止対策に必要な分析・教育用の石綿等を入手しやすくする等の改正が行われました。

本改正政省令は、6月1日から施行することとされており、本改正政省令につき別添のとおり当局に対しても指示されております。（関係事業者等団体の名簿は添付を省略）

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、厚生労働省ホームページに掲載の内容も参照いただきながら、会員事業場等関係者に対する本改正内容等の周知に御協力をいただきますよう御願い申し上げます。

【関係ページ】石綿障害予防規則など関係法令について | 厚生労働省

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuijikou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuijikou/index.html)

検索キーワード例：「石綿障害 関係法令」

※パンフレットのページへのリンクもあり